

◎新潟県告示第311号

河川敷地占用許可準則（平成11年建設省河政発第67号建設事務次官通達）第22第1項の規定に基づき、都市・地域再生等利用区域を次のとおり指定する。

平成31年3月22日

新潟県南魚沼地域振興局長

1 指定範囲

一級河川信濃川水系魚野川の河川区域内で、別図に示す区域
（南魚沼郡湯沢町大字神立地内）

2 指定年月日

平成31年3月22日

（「別図」は、省略し、その図面及び関係書類を告示の日から平成31年4月22日までの間、新潟県南魚沼地域振興局地域整備部において配布する。）